

	注	記	表	
自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日

（会社名）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- 4 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
 - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 5 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 6 税効果会計
- 7 リースにより使用する固定資産

8 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

9 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

10 重要な後発事象

11 連結配当規制適用の有無

12 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる 事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 貸借対照表関係	○	○	×	×
4 損益計算書関係	○	○	×	×
5 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
6 税効果会計	○	○	×	×
7 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
8 関連当事者との取引	○	○	×	×
9 一株当たり情報	○	○	×	×
10 重要な後発事象	○	○	×	×
11 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
12 その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注9を除き千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載にあたっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性
その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当
該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義
の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載す
る。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照
表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変
更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したもの
を記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、
税抜方式を採用すること。

注3

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別
に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役及び執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注4

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の
配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のもの
を含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、
基準日及び効力発生日について記載する。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において
当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リ

ース契約により使用する物件をいう。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則第140条第4項に定める者をいい、記載にあたっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注11 会社計算規則第186条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。